

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

| | | |
|--|---|---------------------------|
| あて先 西澤 利夫 様 〒101-0051 日本国 東京都千代田区神田神保町 2 丁目 4 番 7 号 久月 神田ビル 6 階 | <h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p> | |
| 出願人又は代理人の書類記号 20F003PCT | 発送日 (日.月.年) 23.06.2020 | |
| 国際出願番号 PCT/JP2020/014886 | 国際出願日 (日.月.年) 31.03.2020 | 優先日 (日.月.年) 04.04.2019 |
| 国際特許分類 (I P C) A01G 24/42(2018.01) i FI: A01G24/42 | | |
| 出願人 (氏名又は名称) 株式会社ジェイエスピー | | |

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第 I 欄 見解の基礎
- 第 II 欄 優先権
- 第 III 欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第 IV 欄 発明の単一性の欠如
- 第 V 欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についての P C T 規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第 VI 欄 ある種の引用文献
- 第 VII 欄 国際出願の欠陥
- 第 VIII 欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関が P C T 規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式 P C T / I S A / 2 2 0 を送付した日から 3 月又は優先日から 2 2 月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式 P C T / I S A / 2 2 0 を参照すること。

| | | |
|---|-------------------------|--|
| 名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目 4 番 3 号 | 見解書を作成した日 15.06.2020 | 権限のある職員 (特許庁審査官) 小島 洋志 2B 6093 電話番号 03-3581-1101 内線 3237 |
|---|-------------------------|--|

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

| | | | |
|--|--|-----|---|
| 第V欄 | 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明 | | |
| 1. 見解 | | | |
| 新規性 (N) | 請求項 | 1-5 | 有 |
| | 請求項 | | 無 |
| 進歩性 (IS) | 請求項 | | 有 |
| | 請求項 | 1-5 | 無 |
| 産業上の利用可能性 (IA) | 請求項 | 1-5 | 有 |
| | 請求項 | | 無 |
| 2. 文献及び説明: | | | |
| ・ 国際調査報告で引用された文献 | | | |
| 文献1 : JP 2019-41759 A (三木特種製紙株式会社, 株式会社E-システム) 22.03.2019(2019-03-22), [0011]-[0039] & WO 2019/044726 A1, [0011]-[0039] | | | |
| 文献2 : WO 2011/062224 A1 (株式会社カネカ) 26.05.2011(2011-05-26), [0022]-[0034] & US 2012/0225967 A1, [0043]-[0057] & EP 2502958 A1 & CN 102639619 A | | | |
| 文献3 : JP 2011-241262 A (株式会社カネカ) 01.12.2011(2011-12-01), [0008]-[0024] (ファミリーなし) | | | |
| 文献4 : US 2003/0051398 A1 (KOSINSKI, Leonard Edward) 20.03.2003(2003-03-20), 全文, 全図 & US 6397520 B1 & WO 1999/031963 A1 & CN 1282206 A | | | |
| 文献5 : JP 2007-236228 A (株式会社みかど育種農場) 20.09.2007(2007-09-20), 全文, 全図 (ファミリーなし) | | | |
| 文献6 : JP 2011-135844 A (有限会社風のみどり塾) 14.07.2011(2011-07-14), 全文, 全図 (ファミリーなし) | | | |
| 文献7 : JP 2014-110784 A (株式会社ネクスコメンテナンス関東) 19.06.2014(2014-06-19), 全文, 全図 (ファミリーなし) | | | |
| 文献8 : JP 2015-107082 A (ユニチカ株式会社) 11.06.2015(2015-06-11), 全文, 全図 (ファミリーなし) | | | |
| 文献9 : JP 8-252031 A (鐘淵化学工業株式会社) 01.10.1996(1996-10-01), 全文, 全図 (ファミリーなし) | | | |
| ・ 請求項1について | | | |
| 請求項1に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-3により、進歩性を有しない。 | | | |
| 文献1には、包装袋15(袋体)と、前記包装袋15に圧縮された状態で充填され、ヤシガラ繊維を破碎してなる破碎物とからなる育苗ポット10(植物栽培用培地)の発明が記載されている。 | | | |
| 植物栽培用培地として、脂肪族ポリエステル系樹脂からなる発泡体を破碎してなる破碎物を用いることは、文献2や文献3にも見られるように、周知の技術である。 | | | |
| 文献1に記載された発明の破碎物に、上記の周知の技術を適用することは、当業者が容易に想到し得たことであり、その際に、包装袋15に充填する前の破碎物のかさ密度に対する、包装袋15に充填した後の破碎物のかさ密度の比を、1より大きく2以下とすることは、当業者が適宜なし得た設計的事項である。 | | | |
| ・ 請求項2について | | | |
| 請求項2に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-3により、進歩性を有しない。 | | | |

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

文献1に記載された発明の破砕物に、上記の周知の技術を適用する際に、破砕物の比表面積を、 $0.5\text{ m}^2/\text{g} \sim 2.0\text{ m}^2/\text{g}$ とすることは、当業者が適宜なし得た設計的事項である。

・請求項3について

請求項3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-3により、進歩性を有しない。

文献2、文献3において、破砕物のかさ密度は、 $0.001\text{ g}/\text{cm}^3$ 以上 $0.1\text{ g}/\text{cm}^3$ 以下である。

・請求項4-5について

請求項4-5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-3により、進歩性を有しない。

文献1の包装袋15は、ポリ乳酸繊維からなるシートである。

当該シートが、編物、織物または不織布ではないとしても、当該シートを、編物、織物または不織布とすることは、当業者が適宜なし得た設計的事項である。